

新上五島町財政健全化計画

- 健全で自立的な財政システムづくり -

平成17年12月 日

新 上 五 島 町

新上五島町財政健全化計画目次

| | |
|-----------------------|------|
| はじめに | 1 |
| 現状の歳出構造のまま推移した場合の財政状況 | 2 |
| 1 今後の収支見通し | 2 |
| 2 財政健全化計画が目指す収支改善等 | 3 |
| 財政健全化の基本的な考え方 | 4 |
| 財政健全化計画の策定 | 5 |
| 財政健全化計画 | 6 |
| 1 役場内部の改革・改善 | 6 |
| 2 受益者負担の適正化及び施策の見直し | 8 |
| 3 その他の取組み | 8 |
| 4 財政健全化対策の状況 | 9 |
| < 添付資料 > | |
| 中期財政見通し収支計画 | |
| ・ 財政健全化計画を実施しない場合 | 資料 1 |
| ・ 財政健全化計画を実施した場合 | 資料 2 |

はじめに

平成16年8月、合併により新上五島町は誕生しましたが、新町の財政は、もともとの脆弱な財政基盤に加えて、長期にわたる景気低迷の影響から町税収入は下降の一途を辿り、また、国が推し進める「三位一体改革」によって地方交付税が大幅に減額されるなど、極度の財源不足に陥っております。

今後、合併前の大型建設事業等に伴う400億円を越す町債の償還、さらには少子・高齢社会の急速な進展が社会保障諸施策による支出を年々増加させることが予想される中、本町の中期財政見通しによれば、現状のままの財政運営を継続した場合、近い将来において、家計の貯金にあたる財政調整基金が枯渇し、民間企業の倒産にあたる「財政再建団体」への転落も危ぶまれる状態となっております。

私たちは、こうした危機的な財政状況を克服し、限られた財源を町民生活にとって最も有効で効率的に配分することができるような財政構造への転換を図るために、これまでの行政サービスの在り方を本質から見直し、新たなまちづくりを支える足腰の強い財政基盤の構築をねらいとした「新上五島町財政健全化計画」を策定いたしました。

この計画は、有識者からなる行財政改革推進委員会からの中間報告・答申を踏まえ、財政再建の緊急性を考慮し、今後策定される行財政改革大綱実施計画のうち、「健全で自主的な財政システムづくり」に関する取り組みについて、その基本的な考え方や方向性を盛り込んだものです。

当面の財政再建団体への転落を回避するために、5カ年計画をもって数値目標を定め、今後、聖域を設けず全ての事務事業を見直していく所存であります。「入りを量りて出づるを制す」という言葉どおり、いかに歳入を上げて、いかに歳出を抑えるか、今一度基本にもどり、肥大化した財政規模のスリム化を図り、時代の変化に対応できる体質改善を行うことが、行財政運営全般の健全化にもつながるものと考えております。

こうした取り組みは、少なからず町民生活にも影響を与えることが予想されます。

しかしながら、本計画による財政の健全化がこれからの数年で成し遂げられるかどうか、本町の将来を大きく左右するといっても過言ではありません。険しい道ではありますが、何とぞ、町民の皆様のご理解とご協力をいただき、真に誇りある新上五島町の将来を見据え、「つばき香り 豊かな海と歴史文化を育む 自立するしま」づくりへ着実に歩を進めて行きたいと存じます。

平成17年12月 日

新上五島町長 井上俊昭

現状の歳出構造のまま推移した場合の財政状況

1 今後の中期財政見通し

本町が収支改善策を講じずに、平成17年度当初予算と同程度の予算編成を続けた場合、どのような状況になるのか。

今後、5年間の財政状況の推移を次のように予測しました。

<表1> 中期財政見通し収支計画(普通会計)～改善計画前 (百万円)

| 区 分 | | H16決算 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|----------------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 歳入 | 町税収入 | 2,382 | 2,565 | 2,561 | 2,527 | 2,477 | 2,435 |
| | 地方交付税 | 9,878 | 9,497 | 8,965 | 8,755 | 8,683 | 8,507 |
| | 国・県支出金 | 3,350 | 2,549 | 1,823 | 1,758 | 1,701 | 1,612 |
| | 使用料・手数料 | 460 | 441 | 441 | 441 | 441 | 441 |
| | 町債 | 1,971 | 1,024 | 547 | 508 | 463 | 419 |
| | その他 | 2,107 | 1,444 | 1,021 | 966 | 965 | 965 |
| | 計 A | 20,149 | 17,520 | 15,357 | 14,956 | 14,730 | 14,379 |
| 歳出 | 人件費 | 4,716 | 3,897 | 4,481 | 4,368 | 4,539 | 4,203 |
| | 物件費 | 2,903 | 2,744 | 2,739 | 2,739 | 2,739 | 2,739 |
| | 扶助費、補助費等 | 2,581 | 2,408 | 2,407 | 2,420 | 2,420 | 2,420 |
| | 公債費 | 4,977 | 4,723 | 4,354 | 4,327 | 4,213 | 3,936 |
| | 繰出金 | 1,551 | 1,554 | 1,554 | 1,554 | 1,554 | 1,554 |
| | 投資的経費 | 4,792 | 2,436 | 984 | 1,256 | 1,159 | 990 |
| | その他 | 178 | 79 | 79 | 79 | 79 | 79 |
| 計 B | 21,697 | 17,842 | 16,599 | 16,742 | 16,702 | 15,920 | |
| 財源不足額(A - B) C | | 1,548 | 321 | 1,242 | 1,787 | 1,972 | 1,541 |
| 財調基金等取崩し額 D | | 1,853 | 344 | 791 | 0 | 0 | 0 |
| 収支(C + D) | | 304 | 23 | 451 | 1,787 | 1,972 | 1,541 |
| 累積赤字 | | - | - | 451 | 2,237 | 4,209 | 5,750 |

*備考

- ・試算条件については、別添資料1参照。
- ・収支の実態を判別し易くするため、基金に係る繰入金(歳入)と積立金(歳出)は未計上
- ・端数の関係で、合計が一致しない場合がある。

これまでの財政運営であれば、財源不足額(「表1のC」)を財政調整基金や減債基金の取り崩しで補てんし、収支の均衡を保ってきました。

しかしながら、国の「三位一体改革」による地方交付税の削減など、今後とも財源不足が拡大すると予想され、平成18年度には財源不足額がこれら基金の残高を超えることから、基金による財源調整ができなくなります。その結果、平成18年度から平成21年度までに約58億円の累積赤字を生じることになります。

すなわち、このままの財政運営を続けたならば、平成19年度に累積赤字額が標準財政規模の20%（約22億円）を超える見込みであり、「財政再建団体」へ転落します。国から「財政再建団体」に指定されますと、様々な財政上の制限がかけられ、自主財政権を国に奪われることから、住民生活にも多大な影響を及ぼすします。

こうした状況に陥らないためにも、早急に町の財政構造を健全なものに転換する必要があります。

2 財政健全化計画が目指す収支改善等

本計画の取組みによって、収支で赤字を生じる平成18年度から平成21年度までの財源不足額65億円（「表1のC」のH18～H21までの合計額）の解消を、次表による年次の収支改善への取り組み（「表2のF」）と財政調整基金等の取り崩し（「表2のG」）で目指すこととします。

<表2> 財源不足額への対応 (百万円)

| 区 分 | H18 | H19 | H20 | H21 | 計 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 財源不足額(表1C) E | 1,242 | 1,787 | 1,972 | 1,541 | 6,541 |
| 収支改善額 F | 945 | 1,599 | 1,772 | 1,717 | 6,033 |
| 財調基金等取崩し額 G | 297 | 187 | 200 | 0 | 684 |
| 改善後収支(E + F + G) | 0 | 0 | 0 | 177 | 177 |

*備考

- ・収支改善額については、「財政健全化計画」を参照
- ・H21の剰余額は基金に積み立て、財政健全化計画が終了するH22以降の財源とする。
- ・端数の関係で、合計が一致しない場合がある。

財政健全化の基本的な考え方

我が国の行財政を取り巻く環境は依然として厳しく、政府においては、国・地方を通じた行財政改革の推進に取り組んでいるところであります。また、少子高齢化による人口減少時代を目前に控え、地方自治体を中心となって住民の負担と選択に基づき、各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムへの転換が求められる今日、住民ニーズの高度化・多様化など社会情勢の変化に、より適切に対応することが求められています。

本地域は、合併の財政効果を期待して、旧5町による合併を実現したところであるが、合併後の町財政は、折からの地方交付税の削減や多額の町債残高をはじめ財政事情の悪化により、このままでは財政再建団体への転落をも危惧される厳しい状況にあります。

こうした現状を踏まえ、当面の財政危機を回避するとともに、行政の守備範囲を再検証し、肥大化した行政サービスを本質から見直し、新たな施策の展開を支えることができる健全で自立的な財政システムの確立を目指します。

財政健全化の視点

(1) 財政危機の克服

現下の厳しい財政状況を乗り越えるため、徹底した歳出削減と歳入確保に取り組めます。

(2) 成果主義とコスト意識

時代の変化に対応できる行政体制を整備するため、今後導入する「行政評価制度」を活用して、町の事務事業全般を必要性・効率性・有効性・達成度の視点から、費用対効果について再考を図りながら、廃止や休止を含めた積極的な見直しを行います。

(3) 財源の重点的配分

行政サービスについて、あまねく広くではなく、必要なところへ必要なサービスを安定して届けることを常に考慮し、選択と集中の視点から行政の判断と責任を明確にしながら財源配分を行います。

(4) ハードからソフトへ

旧広域圏組合における生活基盤整備のための大型事業等、合併前の短期間で実施された公共事業により膨らんだ町債残高は、財政運営を大きく圧迫しています。今後の地域振興策のあり方を、ハード事業からソフト事業へシフトさせながら、現下のような財政危機を繰り返さないよう、投資的事業(普通建設事業)の実施について一定のルール化を目指します。

(5) 歳入の確保

歳入の確保について、短期・長期の視点から取り組むこととします。短期的には、町税や国民健康保険税などの収納対策の強化を図り、滞納の解消を図ります。また、町が有する未利用地の普通財産の売却、利活用を行い新たな財源確保に努めます。長期的には、本町の地域資源を生かした新企業の創出を進め、それに伴う雇用の確保、さらには税収の増加に繋げていく事業に取り組めます。

財政健全化計画の策定

(1) 位置づけ

この「財政健全化計画」は、本町の行財政改革大綱及び同実施計画と相まって、本町の財政構造の転換を図り、自主的な財政再建に向けて、その取り組みを明らかにするものである。

(2) 計画期間

平成 17 年度から 21 年度までの 5 カ年

(3) 基本方針

ア 財政再建団体への転落を回避する。

イ 基金の取崩しに依存しない財政運営を基本とし、概ね 5 億円の財政調整基金の確保に努める。

ウ 財源対策に当たっては、役場内部の削減努力を優先する。

財政健全化策による町民生活への影響を最小限にするため、役場内部の削減努力を大前提とし、その上で受益者負担等の町民負担を求めることとする。

よって、財源対策の 50% 以上は、役場内部の努力で生み出すこととする。

エ 公債費適正化計画（平成 17 ~ 23 年度）に基づき、国の指導基準である起債制限比率 14% 以内を早期に達成すべく、公債費の適正管理に努めます（平成 16 年度；14.8%）。

起債制限比率

標準財政規模に占める公債費充当の一般財源の割合を公債費比率といい、

この算式から普通交付税算入の事業費補正分を差し引いて算出した数値の

過去 3 年平均をいう。

オ 他会計への繰出金は、国の基準による「繰出基準額」以下を原則とし、各会計の収支状況を見ながら必要最小限の金額とする。

(4) 当面の財源対策

本計画中の財源対策には、町民の理解や職員組合との交渉など、時間を必要とするものが数多くあることから、当面は基金の取り崩しで対応する。

財政健全化計画

1 役場内部の改革・改善（内部努力）

（１）人件費

目標効果額 1,486百万円

要資格者等以外の退職者の不補充など、職員数の漸減による抑制措置だけでなく、一時的な措置として、給与そのものの削減を図る。

ア 一般職の給与等の削減

平成17年7月から実施されている給料のカット(10%)と同程度の措置を、平成18年度から平成21年度の間も継続する。

また、本年4月から実施されている管理職手当のカットについても、同様の措置を行う。

イ 特別職の給料の削減

本年4月からの三役の給料について、引き続き実施する。

また、教育長の給料についても同様に実施する。

<参考> 定員適正化計画における職員数の推移

| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | (単位:人) 計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------------|
| 一般行政 | 減員 | - | 3 | 9 | 10 | 12 | 14 | 48 |
| | 増員 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 差引 | - | 3 | 9 | 10 | 12 | 14 | 48 |
| | 職員数 | 370 | 367 | 358 | 348 | 336 | 322 | |
| 特別行政 | 減員 | - | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 7 |
| | 増員 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 差引 | - | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 7 |
| | 職員数 | 149 | 148 | 147 | 146 | 145 | 142 | |
| 公営企業 | 減員 | - | 0 | 1 | 2 | 2 | 4 | 9 |
| | 増員 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 差引 | - | 0 | 1 | 2 | 2 | 4 | 9 |
| | 職員数 | 72 | 72 | 71 | 69 | 67 | 63 | |
| 合計 | 減員 | - | 4 | 11 | 13 | 15 | 21 | 64 |
| | 増員 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 差引 | - | 4 | 11 | 13 | 15 | 21 | 64 |
| | 職員数 | 591 | 587 | 576 | 563 | 548 | 527 | |
| 教育長を除く | | | | | | | | |
| | 退職数 | | 4 | 16 | 15 | 18 | 24 | |
| | 補充 | | 0 | 5 | 2 | 3 | 3 | |

(2) 給与の適正化

目標効果額 検討中

本町の給与制度を国家公務員に準拠させることを基本として、町民の理解が得られるよう給料や諸手当の適正化に努める。

- ア 定年退職時の特別昇給については、国家公務員に準じて廃止する。
- イ 特殊勤務手当等については、支給のあり方を総合的に点検し、勤務の実態に見合ったものに見直しを進める。
- ウ 合併に伴う職員間の給与格差を早急に是正し、給与水準の平準化を図る。

(3) 物件費

目標効果額 1,532百万円

当面の予算査定は、平成17年度当初予算を基準として、次のような概算要求基準(シーリング)を設定し、内部管理経費等の一層の削減に努める。

平成18年度～平成20年度 20%

平成21年度 10%

概算要求基準(シーリング)

通常、過大な予算の要求を防ぐため、概算要求の上限を定めるが、この概算要求基準がシーリング(天井という意味)と呼ばれている。

(4) 普通建設事業費

今後策定する「新上五島町総合計画(仮称)」や振興計画の計上事業のうち、各年度において、一般財源ベースで1億円、町債の借入上限を7億円(普通建設事業に係るもの)とする。

(5) 公債費

目標効果額 873百万円

起債制限比率の上昇を抑えるため、公債費適正化計画に基づき、公債費の適正管理に努める。

ア 繰上償還

平成17年度以降の起債制限比率は、合併前の大型事業に伴う町債の償還が本格化し、単年度の比率で18%台を超えることが見込まれることから、各年度の収支状況をみながら繰上償還を実施する。

・平成17年度 488百万円 繰上償還予定
(利息削減効果 26百万円)

イ 償還期間の延長

各年度の公債費負担の平準化を図るため、償還期間の延長を実施する。

* 今後の起債制限比率(3ヶ年平均)の推移 (%)

| 区分 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|-------|------|------|------|------|------|------|
| 収支改善前 | 14.8 | 15.5 | 16.8 | 17.3 | 17.9 | 17.3 |
| 収支改善後 | 14.8 | 15.5 | 16.8 | 16.2 | 15.6 | 13.8 |

(5) 総合計画実施計画(仮称)の財源

総合計画実施計画に要する財源のうち、

- ハード事業；一般財源額枠を1億円、町債の借入限度額枠を7億円(再掲)
- ソフト事業；行政評価制度を積極活用し、実施計画に計上される事業の中から、効率的で成果が高い事業から配分する。なお、新規事業については、内部管理経費のシーリングによって生まれる財源からの充当を検討する。

2 受益者負担の適正化及び施策の見直し(町民負担)

(1) 使用料・手数料の見直し

目標効果額 492百万円

使用料・手数料については、特に受益者負担の公平性の観点から見直しを行うが、利用者負担の適正化の観点から、料金設定で原価との乖離がみられるものや政策的配慮から特別に無料化や減免措置が講じられているものを、3年ベースで見直しする。

(2) 補助費、負担金、扶助費の見直し

目標効果額 450百万円

町単独の補助金・助成金については、平成17年度当初予算を基準として、10%相当額を削減する。見直しに際しては、スクラップ・アンド・ビルドの観点から、本年11月に作成した「補助金等交付基準」に基づき一律カットではなくゼロベースでの見直しを行う。

また、負担金、扶助費(町単独分)についても、支出先の状況等を考慮しながら、ゼロベースでの見直しを行う。

(3) 他会計繰出金の抑制

目標効果額 1,083百万円

一般会計から各特別事業会計への繰出金のうち、赤字補填としての性質のものについては、人件費の抑制、受益者負担の適正化、民間委託等の活用による事業の効率化に努め、国が定める繰出基準額の範囲(ルール分)を越えない額とする。

なお、繰出基準がない事業についても、当該会計の収支状況を見ながら、最小限の繰出額となるよう経営努力を行う。

3 その他の取組み

(1) 収納率向上対策の強化

ア 町税については、地域経済の冷え込みを考慮すると、大きな徴収率アップは望めないが、公平性の観点から、徴収体制を強化し厳正な滞納処分に取り組むなど収納率の向上を目指す。

イ 国保税、保育所負担金、住宅使用料等についても、税務当局との連携を密

にしながら、収納体制の整備や口座振替の利用促進など増収に努める。

なお、町税等の収納率向上による増収額は、今後の三位一体改革の影響等も考慮し、現段階では財源対策としては見込まないこととする。

(2) 未利用財産の売却等

| | |
|-------|--------|
| 目標効果額 | 117百万円 |
|-------|--------|

町有地のうち、利用予定のない普通財産については、改めて精査を行い、売却等が可能な財産については、積極的な売り払いや有効活用を図っていく。

普通財産

公有財産には、行政財産と普通財産があり、普通財産は学校、保育所、庁舎等公共用の目的に供用される行政財産以外の財産をいい、分譲地など金銭に換価して財政収入とするために処分することが適当な財産をいう。

(3) 基金の活用

財政調整基金及び減債基金については、町財政の健全運営のために活用されているが、その他特定目的基金についても、今後の事業実施の有無等を再検討し、廃止可能な基金を財源調整分として活用を図っていくものとする。

4 . 財政健全化対策の状況

本計画の財政健全化対策による収支改善額は、次のとおりである。

| | |
|---------------------------|-----------------------------|
| (1) 役場内部の改革・改善 (内部努力) | 3 8 億 9 1 百万円 (6 4 . 5 %) |
| (2) 受益者負担の適正化等 (町民負担) | 2 0 億 2 5 百万円 (3 3 . 6 %) |
| (3) その他の取組み | 1 億 1 7 百万円 (1 . 9 %) |
| | 計) 6 0 億 3 3 百万円 |